

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

柏市立手賀西小学校

1. 定義・基本理念

(1) いじめの定義

「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。また、L G B Tの児童を対象としたものも含む。

※ L G B Tとは、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーの略。趣味で選択しているのではなく、生まれもっての性質。

(2) 基本理念

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、学校におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今まで行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導をすることを目的とする。

すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、いち早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

また、法の第9条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることから、継続的に情報発信していくものとする。

※ 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※ 第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. 組織

(1) 生徒指導部会

教頭及び生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターが参集し、各学年の心配な児童やいじめの状況についての情報交換をする。柏市いじめ防止基本方針を基に、年間計画、学校生活アンケート等の見直しや提案をする。

(2) 特別支援教育推進委員会

特別支援教育コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を元に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) いじめ対策会議

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置される。

解決までの中核的な役割を担う。構成メンバーは、教頭、生徒指導主任、該当学年担任及び関係職員とする。

(5) 教職員等を対象とした研修の実施

「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている『性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒』について、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を推進する。」を踏まえて、平成29年度から3年間で、柏市のすべての教職員を対象に、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童理解のための研修を実施した。今後も夏季研修講座の中で、継続して行っていく。

(6) 組織図

別紙1のとおり

3. 未然防止

(1) 学級経営

小学生の一日の生活の場は、ほとんどが教室であり、学級担任の言動が、教室の雰囲気や子供同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する必要がある。その上で、次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

① 児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。そのすべての児童の心情を理解するよう努力する必要がある。その上で、児童個々の人格の完成をめざし、児童個々に応じた、日々の言葉かけや指導の方法を考えなければならない。くり返し指導が必要な児童もいるが、そのような児童こそ、深い理解と特別な支援が必要となる。クラス全員を同じ方向に導いていくことがいじめのない有意義なクラスづくりの基本となる。（→面談・聞き取りによる児童理解と愛情深い言葉かけ）

② 居場所づくりと自己有用感

自分の存在価値を認められており、充実した生活を送れる児童は、学校でのストレスが低くなり、向上心をもって物事に取り組めるものである。そのためには、児童個々の特性を理解している担任の言葉かけや助言が、良い方向への導く効果的な方法となる。（→係活動等の諸活動、委員会への参加助言。効果的な場面をとらえての褒め言葉）

③ 学級集団

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。話を十分に聞き入れ児童理解を深めること。規範意識を醸成すること。また、いじめをしない、させない、傍観しないという、正しいことが正しいと認められる集団を目指す。

④ 組織対応

職員の共通理解と協力体制が不可欠である。教師集団の性別・年齢・経験年数等

それぞれの良さを生かし、職員全員が児童全員を導いていくという考え方が必要である。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団となるよう努めていく。

さらに、委員会、学団、全校体制で児童に関わっていくという考え方を持ち、多くの職員が複数の目でみて児童個々の理解に努める。

⑤ 生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われるものである。少なくとも義務教育修了年限までを視野に入れ、今何をすべきかを明確にしておくべきである。学年が上がり自我が目覚めてくるに従い指導が難しくなる。それを見越して、手抜かりのないきちんとした指導をしていく必要がある。(→低学年：しっかりとしつけと生活習慣を身に付けさせる。中学年：周囲に目を向け、集団の中で自分が何をなすべきかを考え実行させる。高学年：児童個々の考えを尊重し理解しながら、どうすべきかを考えさせる。)

(2) 道徳

規範意識、友情、生命尊重等について、ダイレクトに考えさせることができる。年間35時間の授業時数を行うことは当然のことであるが、学校生活全体を通じて、タイムリーな事案にそって考えさせ指導することでさらに道徳性を高めていく。

(3) 教科指導

千葉県教育委員会は平成25年度生徒指導充実のための基本方針の1つとして、「生徒指導の機能を重視した『わかる授業』の展開」をあげている。このことは、小グループ活動等で、お互いの考え方や意見を交換し合う等、コミュニケーション能力の育成を重視しながら、理解を深めさせていくことの大切さを示している。

「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じさせることは、充実した学校生活につながるものである。

(4) 縦割り活動

本校の特色である「全校宿泊学習」や運動会での「全校ソーラン節」など、縦割り集団により、上級生がリーダーシップを発揮できる機会を与えることは、自己有用感を高めることと、下級生への思いやりの心を育むという両面から有効であると考える。

4. 早期発見

(1) 生活アンケート

年間6回行うアンケートにより、いじめや悩みについて把握できるようにする。

(5・7・10・12・1・3月)。児童の発達段階から、いじめか否かの判断が難しい場合があるが、複数職員で様々な角度から検討する。いじめられていないとの回答に安心せず、必要があれば情報収集に努め、教育相談等を行う。

なお、アンケートの保存期間は、実施年度の末から5年間とする。

(2) 教育相談週間

毎学期末(7・12・3月)に実施する教育相談は全員実施とする。希望があれば担任以外の教員との相談も可能とする。特に話がない、という児童についても、実施することにより「大切にされている」との思いを持たせることにつながる。い

じめの相談は恥ずかしいものではない、勇気をもって相談するよう日頃から伝えておく。学校だより等により、スクールカウンセラー活動日等を保護者に周知する。

(3) 日ごろの観察

教職員は、学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。いつでも児童の相談に応じられるよう心構えを持っておく。

(4) S O S の出し方に関する教育の推進

いじめをはじめとする悩みを抱えた時に、「現在起きている危機的状況、又は、今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる大人にS O S を出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。

- ①映像教材等を活用した「S O S の出し方に関する教育」の授業を、学級活動、道徳等の学習と関連させ、年間1回以上実施する。
- ②児童が悩みを抱えた時ときに助けを求めることが等の教育は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等で、すべての児童を対象に毎年度繰り返し実施する。

(5) ST AND BYアプリ（6年生対象）

いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を児童及び保護者にリーフレット等で伝える。さらに、これまでの電話相談、電子メールでの相談に加え、6年生の児童のいじめの早期発見、早期対応、抑止力を目的としたST AND BYアプリを導入する。

5. 早期対応

(1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込みます、担任は生徒指導主任と管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

(2) 聞き取りとつき合わせ

聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。

- ・該当児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行うことが望ましい。
- ・高学年の女子については、特に男性教員一人での聞き取りは避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。
- ・児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いないように配慮する。
- ・客観的な事実を先入観なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・いじめを受けた児童といじめを行った児童の聞き取り内容をつき合わせ、必要に応じて数回の聞き取りをする。

(3) 原因究明

いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

(4) 保護者への連絡

いじめが分かった日に、わかったところまで連絡を入れる。迅速での的を射た聞き取りを行い、きちんとした記録に基づいて連絡する。

(5) 該当者間の調整、支援、指導、助言

事実や謝罪、今後のお互いの接し方等の調整を行う。当人同士が納得できることが大切である。いじめられた児童とその保護者へは必ず守り通すこと、今後の支援について理解を得る。いじめを行った児童には、必要な指導をする。いじめを行った児童

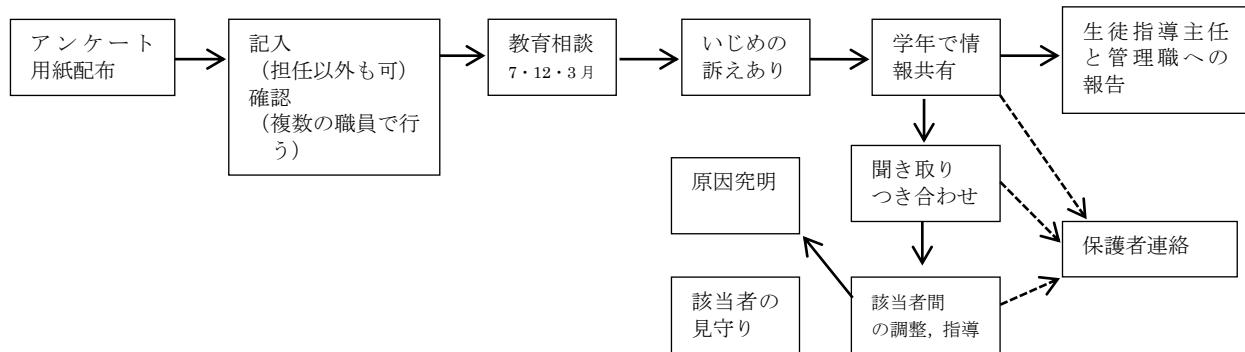
の保護者には、今後の見守りや情報提供について助言をする。

(6) 見守り

いじめが継続していないか、さらに見えない所で行われていないか等、見守りが必要である。また、適宜双方への言葉かけを続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。いじめの解消に至っていない段階では、被害児童の安全安心を確保する。必要に応じてスクールカウンセラーを活用する。

【いじめ発見から対応までの流れ】

《生活アンケート》



6. 関係機関等

(1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告することはもちろんだが、重大事案については、児童生徒課担当への連絡をするとともに、指導助言を受ける。連絡するか否かは、校長の判断による。

(2) 補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ講師依頼して、先手の指導を欠かさない。

(3) 幼保こ小（中）

小学校入学前の子供同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4) 警察

重大事案発生時等、必要があれば躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。連絡の判断は必ず校長による。

(5) スクールカウンセラー及び学習相談室

児童個々と直接的に接してくれるスクールカウンセラーや学習相談室の相談員からの情報提供を受ける。

7. 保護者・地域

(1) 啓発

児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。特にゲーム機等インターネットを通じてのいじめの予防、いじめがあった場合の子どもの様子の変化等について、学校だより等を通じて、保護者に協力を依頼する。

8. 重大事案発生時

(1) 重大事案の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

国の「いじめの防止対策推進法」第28条では、重大事態の基準を以下のように示している。

○児童生徒が自死したり、それを企図したりした場合

○心身に重大な傷害を負った場合

○精神性の疾患を発症した場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○いじめにより転学等を余儀なくされた場合

上記規定はもちろんのこと、これにこだわることなく、児童の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して判断する。

(例：教室に入れず別室登校となる、学校へは復帰ができないと判断し転学する等)

(2) 対処

①教育委員会児童生徒課に連絡する。(校長の判断による)

・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽等を行わない。

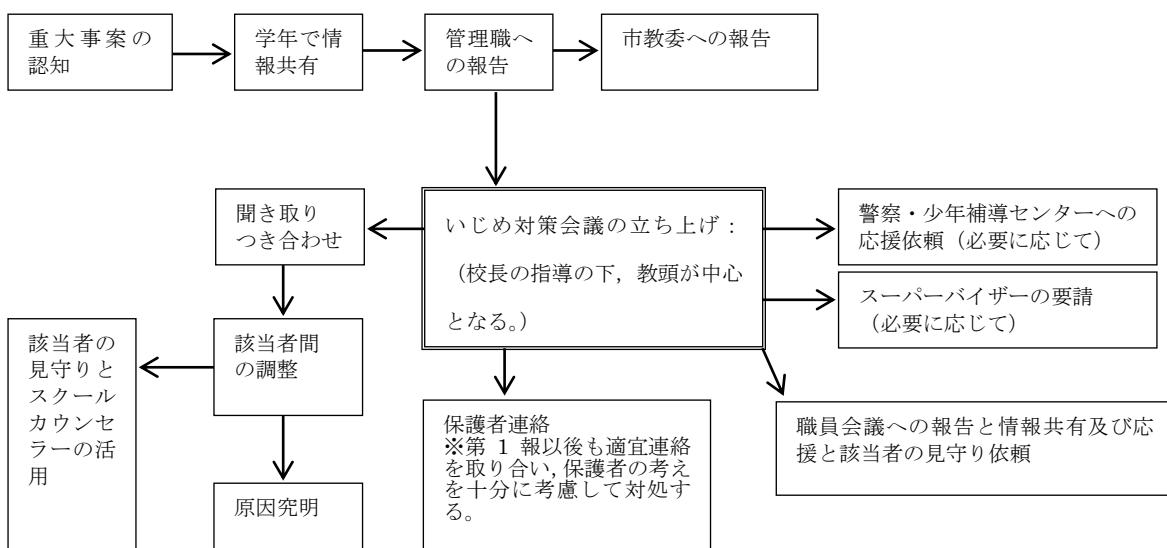
②教育委員会は事案の調査を行う主体を学校とするか、教育委員会とするかを判断する。

③学校が調査を行う場合は、いじめ対策会議を立ち上げ、事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連携をとる。

④調査結果を児童及び保護者、教育委員会に提供する。

⑤以後、誠意をもって解決にあたる。

【重大事案発生時の対応】



9. 公表、点検、評価等

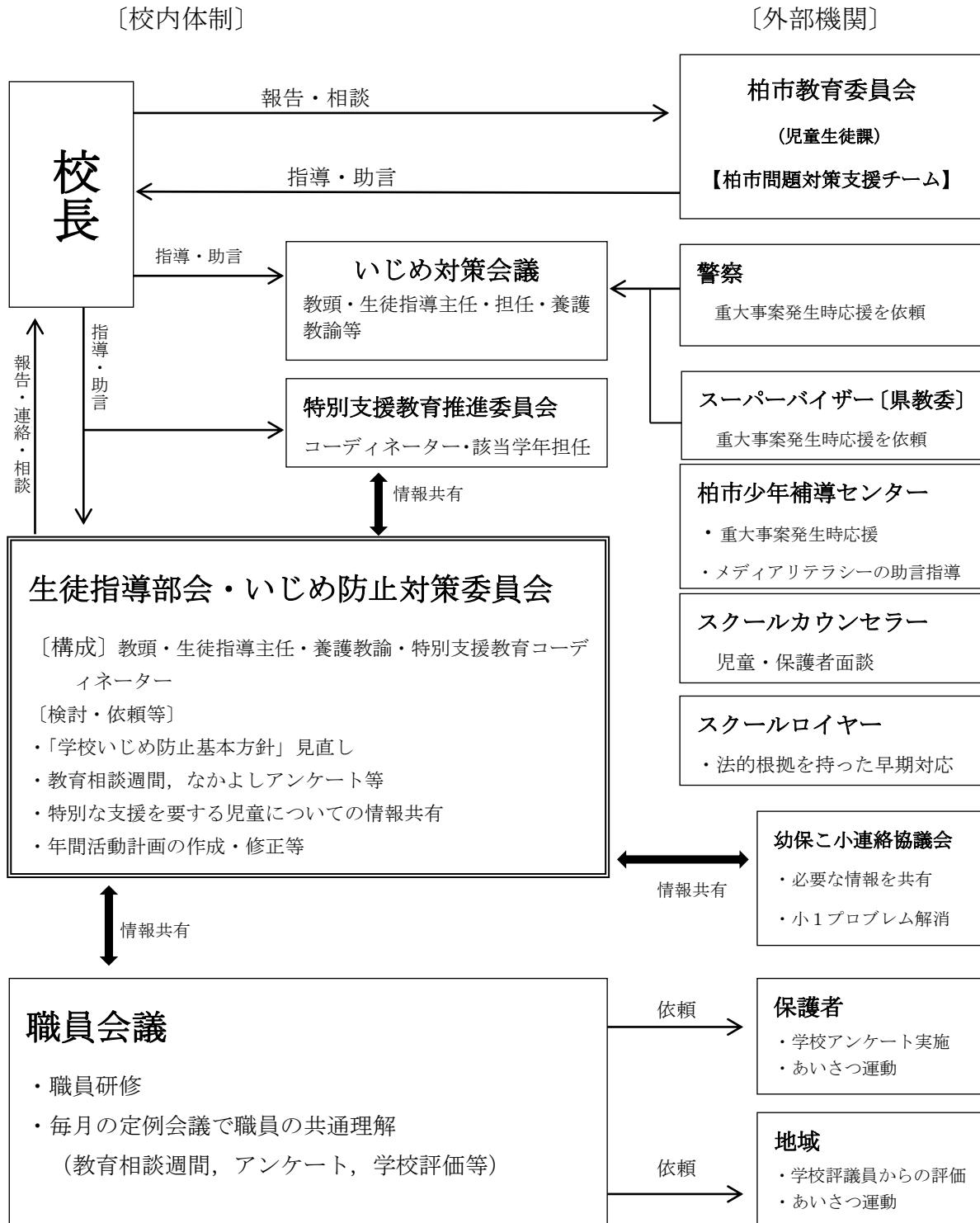
- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校評議員会議等により毎年度末に、改訂を視野に入れた点検、評価をした後、学校ホームページ上に公表するものとする。
- (2) また、学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

10. 年間活動計画

別紙2のとおり

【別紙1】

組織図



【別紙2】

	教育委員会施策	学校行事等	特別活動
4月	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○生徒指導主任連絡協議会 ○柏市スクールサポーターの配置	・職員研修 ・特別な支援を要する児童に関する共通理解 ・「学校いじめ防止基本方針」HP公表 ・保護者教育相談	・学級開き ・生徒指導目標の確認
5月	○いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ○柏市学校警察連絡協議会定期総会	・保護者教育相談 ・スクールカウンセラー相談日 ※1 ・学校評議委員会 ・生活アンケート	・生徒指導目標の確認 ・全校宿泊
6月	○学級がうまく機能しない状況の調査 ○柏市学校警察連絡協議会 ○小・中・高等学校情報交換会	・保護者教育相談 ・学校評議委員会	・生徒指導目標の確認 ・修学旅行 ・林間学校
7月	○1学期いじめの状況調査 ○生徒指導主任連絡協議会（中学校）	・保護者教育相談 ・教育相談週間 ・生活アンケート	・生徒指導目標の確認 ・夏休み事前指導
8月	○いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会		
9月		・保護者教育相談	・生徒指導目標の確認
10月	○学級がうまく機能しない状況の調査	・保護者教育相談 ・スクールカウンセラー相談日 ※1 ・生活アンケート	・生徒指導目標の確認 ・校外学習 ・運動会
11月	○生徒指導主任連絡協議会	・保護者教育相談 ・学校評議委員会	・生徒指導目標の確認
12月	○条例に基づくいじめ防止啓発月間 ○2学期いじめの状況調査	・保護者教育相談 ・学校評価に関する保護者及び児童アンケート ・教育相談週間 ・生活アンケート	・生徒指導目標の確認 ・冬休み事前指導 ・いのちを大切にするキャンペーン
1月	○いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ○柏市学校警察連絡協議会 ○小・中・高等学校情報交換会	・学校評価結果公表 ・保護者教育相談 ・スクールカウンセラー相談日 ※1 ・生活アンケート	・生徒指導目標の確認 ・学校評価結果公表
2月	○生徒指導主任連絡協議会	・教育相談週間 ・保護者教育相談 ・学校評議委員会（年間評価・基本方針見直し）	・生徒指導目標の確認
3月	○3学期いじめの状況調査	・保護者教育相談 ・教育相談週間	・生徒指導目標の確認 ・学年末・始め事前指導

※1 スクールカウンセラー相談日（学期1回 時期は変更の可能性有）